

相続手続のために提出していただく書類

①家庭裁判所の審判、調停により相続人が決まった場合

1. 相続手続依頼書（当行所定の書式）
2. 家庭裁判所の「審判書謄本」および「確定証明書」または「調停書謄本」
（注）上記はコピーした後、原本をご返却いたします。
3. 当行の預金等を相続する方の印鑑証明書（発行日から6か月以内のもの）
4. 被相続人の通帳および証書
（注）通帳・証書を喪失している場合は、事前にお取引店にご相談ください。

②家庭裁判所により相続財産清算人が選任されている場合

1. 相続手続依頼書（当行所定の書式）
2. 家庭裁判所による相続財産清算人の選任の審判書謄本
（注）上記はコピーした後、原本をご返却いたします。
3. 相続財産管理人の印鑑登録証明書（発行日から6か月以内のもの）
4. 被相続人の通帳および証書
（注）通帳・証書を喪失している場合は、事前にお取引店にご相談ください。